

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、日本郵便株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成〇年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書（以下「請求書」という。）を当審査会に提出したのは、平成〇年〇月〇日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、当審査会は請求人に対して平成〇年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）で、請求期間内に再審査請求をすることができなかつた理由について疎明を求めたが、提出期限までに疎明はなされなかつた。そこで当審査会は、いずれも簡易書留にて、同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日、お問い合わせ番号〇号）、同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日、お問い合わせ番号〇号）及び同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日、お問い合わせ番号〇号）により再度疎明を求めたが、それぞれに対する応答はなかつた。なお、平成〇年〇月〇日付け文書は同年〇月〇日、同年〇月〇日付け文書は同年〇月〇日、同年〇月〇日付け文書は同年〇月〇日に請求人に配達されている。

したがって、本件再審査請求が請求期間を徒過してされたことについての正当な理由があつたことの疎明はなく、正当な理由があつたと認めることはできない。

なお、請求人は平成〇年〇月〇日に「一筆申し上げます。」から始まる文書を当審査会に提出したが、請求人の障害の現在の状態を述べるにすぎず、上記判断を左右するものではない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて正当な理由があることの疎明がないと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものと言わざるを得ず、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとする。

よつて主文のとおり裁決する。